

令和8年度建築保全業務労務単価について

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課 保全指導室

1 はじめに

国家機関の建築物等は、国民の共有財産として社会経済活動の基盤となり、長きにわたり良質なストックとして有効に活用されなければなりません。

国土交通省官庁営繕部では、国家機関の建築物等の施設管理者(以下「施設管理者」という)が行う建築保全業務について、基準等の整備、保全実地指導や技術支援等を行っており、施設管理者が建築保全業務の委託契約を締結する際に、業務内容の明確化と適切な水準で効率的に業務契約ができるよう、建築保全業務共通仕様書、建築保全業務積算基準、建築保全業務積算要領(以下「共通仕様書」、「積算基準」、「積算要領」という)等の基準類を整備しています。建築保全業務労務単価(以下「労務単価」という)も基準類の一部になります。

労務単価は、施設管理者が、共通仕様書を適用する業務に関し、積算基準及び積算要領により官庁施設の建築保全業務に係る費用における直接人件費を積算するための参考単価です。労務単価は、毎年度実施している建築保全業務労務費調査の結果に基づき作成しています。

そしてこの度、令和8年度の労務単価を2月17日に公表しました。

2 保全業務費の構成

積算基準により保全業務費の費目は、直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等及び消費税等相当額に分類されています。このうち、直接人件費は、業務に直接従事する技術者による当該業務の実施に必要な労務数量に労務単価を乗

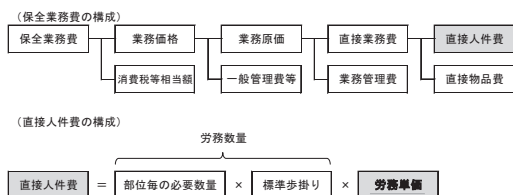


図1 保全業務費及び直接人件費の構成

じて算出します。保全業務費及び直接人件費の構成は、図1のとおりです。

3 積算要領で定める労務単価について

労務単価は日割基礎単価、時間外単価、夜勤単価の三つに区分されています。

1) 日割基礎単価

正規の勤務時間内に業務を行う場合の1日(8時間)当たりの単価で、各技術者等の年間当たりの平均的な賃金(基本給相当額、家族手当、住宅手当、通勤手当等の基準内手当及び賞与等)を平均的な年間労働日数で除したものです。

なお、日割基礎単価に含まれない賃金、手当、経費は次のとおりです。

- ①時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ②各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③業務管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費

2) 時間外単価

正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の1時間当たりの単価で、日割基礎単価から賞与、通勤手当、家族手当、その他労働基準法施行規則第21条に定めるものを除いたものを1時間当たりの単価に換算したものを(以下「割増基礎単価」という)に1.25以上の値(ただし、午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合は1.5以上の値)を乗じたものです。

3) 夜勤単価

夜勤単価は、午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合(時間外単価に該当する場合を除く)の1時間当たりの単価で、日割基礎単価を1時間当たりの単価に換算したものに、割増基礎単価に0.25以上の値を乗じたものを加えたものです。

4 令和8年度建築保全業務労務単価について

全国、全技術者区分平均で19,540円となり、前年度と比べ、8.5%引き上げられて、平成25年度

から14年連続の上昇となっております。

また、技術者区分別では、保全技師等と警備員が、前年度以上の上昇となりました(表1)。

職種	全国平均	令和7年度比
保全技師等	24,787円	+7.7%
清掃員	16,793円	+9.4%
警備員	17,040円	+9.1%

表1 技術者区分別の変動率

1) 日割基礎単価

積算要領に掲げる技術者区分に応じて、10地区の単価を作成しています(表2)。

2) 割増基礎単価率

日割基礎単価に乗じて、時間外単価の計算に用いる1時間当たりの「割増基礎単価」を算出するために使用するものです(表3)。

※参考1：時間外単価の計算例

(超過勤務時間が午後10時より前の場合)
 日割基礎単価(円/日)×割増基礎単価率(%)
 =割増基礎単価(円/時間)
 割増基礎単価×1.25=時間外単価(円/時間)

※参考2：夜勤単価の計算例

日割基礎単価÷8+割増基礎単価×0.25
 =夜勤単価(円/時間)

3) 宿直単価

現場に宿直する場合の1回当たりの定額単価で、令和8年度は全国共通で5,000(円/回)です。

4) 留意事項

労務単価は、共通仕様書を適用する業務に関する費用を積算基準及び積算要領に基づき算出するためのものです。業務内容が通常と異なる場合で、労務単価によりがたい場合(特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合を含む)は、当該保全業務の内容に応じて適正に積算する必要があります。また、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払賃金を拘束するものではありません。

5 おわりに

国土交通省のホームページでは、共通仕様書、積算基準や積算要領、労務単価、各種ガイドブック等、保全に関する参考資料を閲覧できますので、ご活用いただければ幸いです。

(国土交通省 HP 官庁施設の保全)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000046.html

(単位：円/日)

地区	技術者区分	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補
北海道		27,200	25,700	27,700	22,700	21,900	18,900
宮城		26,400	24,900	26,900	22,100	21,300	18,400
東京		30,800	29,000	31,400	25,700	24,800	21,500
新潟		28,000	26,400	28,500	23,400	22,500	19,500
愛知		30,900	29,200	31,500	25,900	24,800	21,500
大阪		30,100	28,500	30,700	25,200	24,200	20,900
広島		27,600	26,100	28,200	23,100	22,200	19,200
香川		28,500	26,900	29,000	23,800	22,900	19,800
福岡		26,100	24,700	26,600	21,800	21,000	18,200
沖縄		25,000	23,600	25,500	20,900	20,100	17,400
地区	技術者区分	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
北海道		19,200	15,200	14,000	19,300	16,400	14,600
宮城		18,800	14,900	13,700	18,800	16,100	14,200
東京		23,700	18,800	17,300	22,300	19,100	16,900
新潟		18,800	14,900	13,700	18,400	15,800	13,900
愛知		20,900	16,700	15,300	21,400	18,300	16,200
大阪		22,600	18,000	16,500	20,900	17,800	15,800
広島		19,300	15,300	14,100	20,500	17,500	15,400
香川		19,000	15,100	13,800	19,900	16,900	15,000
福岡		18,900	15,100	13,800	17,800	15,200	13,500
沖縄		18,400	14,600	13,400	16,600	14,100	12,600

表2 日割基礎単価

(単位：%)

地区	技術者区分	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補
全国		9.2	9.6	9.4	9.1	10.0	10.4
地区	技術者区分	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
全国		10.1	10.8	11.3	9.9	9.8	11.1

表3 割増基礎単価率